

東南海・南海地震防災対策推進基本計画の作成

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

(平成14年7月制定、平成15年7月施行)

東南海・南海地震防災対策推進地域の指定(平成15年12月17日)
東南海・南海地震で著しい被害が予想される21都府県652市町村

『東南海・南海地震対策大綱』を踏まえて
(平成15年12月16日中央防災会議決定)

(中央防災会議)

東南海・南海地震防災対策推進基本計画

(平成16年3月31日中央防災会議決定)

国の東南海・南海地震防災対策の推進に関する基本的方針

- ・ 津波防災体制の確立(堤防の整備、避難対策等)
- ・ 広域防災体制の確立 等

推進計画の基本となるべき事項

- ・ 建築物の耐震化、施設の整備等年次計画を策定して実施
- ・ 津波から円滑な避難確保(二次災害の軽減等)のための措置 等

対策計画の基本となるべき事項

- ・ 津波に関する防災対策を講ずべき者
- ・ 避難場所、避難経路、その他円滑な避難の確保のために必要な対策 等

推進地域における地震防災対策の推進に関する重要事項

- ・ 国、地方公共団体は住民、企業との連携による震災対策 等について定める

推進計画の作成

(各府省庁、地方公共団体、日銀、日赤等)

対策計画の作成

(民間事業者等)指定から6ヶ月以内

法に基づいて東南海・南海地震対策を推進